

## □ 新法によるバリアフリー基本構想策定業務

### 1 はじめに

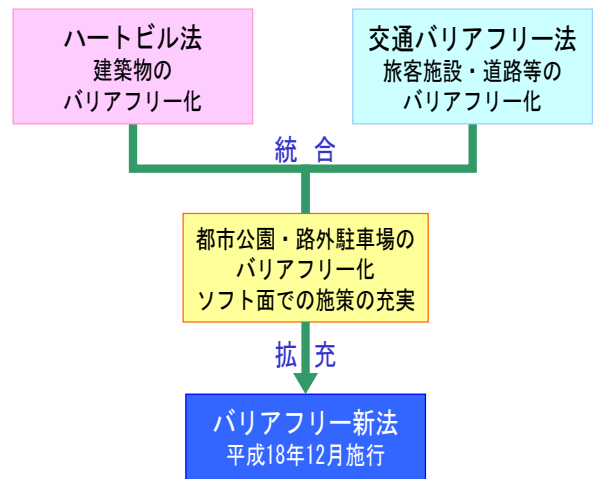
平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下、交通バリアフリー法といいます。）が施行され、公共交通事業者により旅客施設及び車両等のバリアフリー化が進められてきました。また、平成17年7月には、国土交通省において「ユニバーサルデザイン政策大綱」の策定、平成18年12月には新たな法律「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、バリアフリー新法といいます。）が施行されました。

今後、新規にバリアフリー基本構想を策定する場合や、策定済みの基本構想や事業計画を見直しする際には、バリアフリー新法に基づいて実施する必要があります。

### 2 バリアフリー新法の概要

バリアフリー新法施行以前は、交通バリアフリー法と不特定多数の人が利用する建築物のバリアフリー化を目的としたハートビル法（平成6年6月施行）の2つの法律によりバリアフリー化が推進されてきました。

しかし、2つの法律が統合・拡充されたバリアフリー新法が施行されたことにより、高齢者や身体障害者だけでなく、健常者や知的・精神・発達障害者を含めた全ての方を対象に、あらゆる場面で移動等の円滑化が求められるようになりました。また、バリアフリー新法では、ハードの整備だけでなく、ソフト施策の充実を進め「心のバリアフリー<sup>(\*)</sup>」の促進を掲げています。さらに段階的・継続的な改善を進める「スパイラルアップ」（次ページ参照）の導入が示されています。



#### ●バリアフリー新法で拡充された内容

対象者の拡充	○身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害など、すべての障害者を対象
対象施設の拡充	○これまでの建築物及び交通機関および道路に、路外駐車場・都市公園・福祉タクシーを追加
基本構想制度の拡充	○バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを、旅客施設を含まない地域にまで拡充
基本構想策定の際の当事者参加	○基本構想策定時の協議会制度を法定化 住民などからの基本構想の作成提案制度を創設
関係者の責務規程	○関係者と協力してバリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」を導入 ○国民一人ひとりが高齢者や障害者などが感じている困難を自らの問題として認識する「心のバリアフリー <sup>(*)</sup> 」の促進

(\*) 心のバリアフリーとは、たとえば人々の意識にある『障害』や、『障害者（高齢者・外国人）』に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などに起因するバリアをなくすことを言います。

